

社員規約

この社員規約（以下「本規約」といいます）は、一般社団法人 和歌山環境エコ・アクション・ポイント協会（以下「当協会」という）と、社員との関係に適用します。

第1節 社員の種別

正社員

賛助社員

第2節 総則

第1条（規約の適用）

当協会は、社員との間に本規約を定め、これにより当法人の運営を行います。
また、当協会が随時発表する諸規定も、本規約の一部を構成します。

第2条（社員規約の変更）

当協会は、円滑な運営のために必要と判断される場合、理事会の議決を経て、本規約を変更することがあります。

第3条（用語の定義）

- 1 規約において使われる語句について、次の各項に定義します。
- 2 社員とは、当協会の全ての種別の社員の総称です。
- 3 社員とは、当協会の目的及び趣旨等に賛同し、別に定められた年会費を支払い、当協会に入会を認められた個人・法人・団体の社員をいい、総会での議決権があります。

- 4 賛助社員とは、当協会の目的及び趣旨に賛同し、別に定められた年会費を支払い、当協会に入会を認められた個人・法人・団体の社員をいい、総会での議決権があります。

第3節 入会申込及び入会金等

第4条 (入会申込)

入会の申込をする社員は、入会金を払込み、入会申込書に必要事項を記入し、当法人に提出することとします。

第5条 (入会金及び会費)

- 1 本協会の入会金は、次のとおりとする。

| | |
|------|---------|
| 社員 | 金 10 万円 |
| 賛助社員 | 金 10 万円 |
- 2 本協会の月額会費は、次のとおりとする。

| | |
|------|--------|
| 正社員 | 金 3 万円 |
| 賛助社員 | 金 1 万円 |
- 3 既納の入会金及び会費は、いかなる事由があっても返還しない。

第6条 (入会の成立)

- 1 入会は、前項に定める入会申込に対して、事務局がこれを確認したときに成立します。

第7条 (入会申込の拒絶)

- 1 当協会は、入会申込者が次の各号に該当する場合は、入会を認めない場合があります。
- 2 申込書に偽名等の虚偽の事項を記載した場合
- 3 入会申込者が本規約に反するおそれのある場合
- 4 その他、前各号に準ずる場合で、当協会が入会を適当でないと判断した場合

第8条（社員資格有効期間起算日）

- 1 社員資格有効期間の起算日は、当協会が入会申込を受け付け、入会を承認した日とします。

第4節 会員の権利

第9条（社員の権利）

- 1 社員には総会での議決権があります。

第5節 入会申込記載事項の変更等

第10条（個人社員の資格継承）

- 1 個人の資格で入会した社員が退会あるいは死亡した場合には、当該社員の資格は失われます。第三者への資格継承はできません。

第11条（団体社員の資格継承）

- 1 団体の資格で入会した社員が、合併等により社員の資格が継承された場合、当該資格を継承した団体社員は、速やかに書面によりその旨を当法人に通知する必要があります。
- 2 第6条（入会申込の拒絶）の規定は前項の場合についても準用します。

第12条（社員の氏名及び名称等の変更）

- 1 社員は、その氏名、名称、住所等に関する事項に変更があったときは、速やかに書面によりその旨を当協会に通知する必要があります。
- 2 前項に規定変更通知の不在によって、当協会からの社員への通知、書類等が遅延または不達になったとしても、当協会はその責を負わないものとします。

第6節 社員の資格停止

第13条（会員資格の停止・除名）

- 1 当協会は、社員が次の各号のいずれかに該当する場合は、理事会の議決をもって当該社員に対し事前に通知及び勧告することなく、当該社員の資格を停止または除名することがあります。この場合は、当法人は、当該社員に対し、支払済みの会費等の金員を返還しないこととします。
 - ① 会費が支払われないとき
 - ② 内外の諸法令または公序良俗に反する行為を行ったとき
 - ③ 当協会、他の社員または第三者の商標権、著作権、財産、プライバシーを侵害した場合
 - ④ 当協会、他の社員または第三者を誹謗中傷する情報を流したとき
 - ⑤ 入会申込書に虚偽の事項を記載したことが判明したとき
 - ⑥ 当協会の名誉と信用を失墜させる行為があったとき
 - ⑦ この社員規約に違反した場合
 - ⑧ その他、当協会が社員として不相当と判断した場合

第7節 社員資格の解除

第14条（会員資格の解除）

- 1 社員は当協会に対し、書面で通知することにより、社員の資格を解除することができます。解除の効力は当該通知に指定された日時に生じるものとします。
- 2 前項の規定により、社員資格が解除された場合、すでに支払済みの会費等の返還を受けることができません。

第8節 損害賠償

第15条（損害賠償）

- 1 社員が、本規約及び本規約に基づく諸規則に反し、またはそれに類する行為によって当協会が損害を受けた場合、当該社員は、当協会が受けた損害を当協会に賠償することとします。
- 2 社員資格が解除された場合も、前項の規定は継続されます。

第9節 その他

第16条（規定の追加）

- 1 本規約に定めない事項で、必要と判断される事項については、理事会の議決を経て、順次定めるものとします。